

熱海市行財政審議会 第1回会議結果

開催日時	令和4年11月30日（水） 10時00分～
開催場所	熱海市役所第1庁舎第1会議室
出席者	<p>【出席委員】石井委員・瀧野委員・山崎委員・湯山委員・加藤委員・内田委員・西島代理委員・小西委員・太田委員</p> <p>【欠席委員】中島委員・森田委員・松本委員</p> <p>【当 局】市長、稲田副市長、市民生活部長、経営企画部次長、観光建設部次長、企画財政課長、税務課長、観光経済課長</p> <p>【事務局】企画室</p>
会議内容	<p>1. 開 会</p> <p>2. 委嘱状交付</p> <p>3. 市長挨拶</p> <p>おはようございます。市長の齊藤でございます。今般、熱海市行財政審議会の委員にご就任をお願いしましたところ、ご多忙中にもかかわらず、皆様ご快諾いただきまして、誠にありがとうございました。改めて御礼を申し上げます。</p> <p>お忙しい中、限られた時間でのご審議をお願いしたいと思っておりますので、ご迷惑をおかけしますが、その点につきましても、ご協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>さて、観光目的税の導入につきましては、これまで熱海市観光基本計画策定のために、平成30年7月から令和3年5月まで開催させていただきました観光戦略会議並びにその下部組織である観光財源検討部会においてその必要性が議論され、財源検討部会では観光目的税の創設の必要性、税を充当する行政需要の内容等について取りまとめられ、観光目的税の導入について検討すべきところのご意見をいただいているところでございます。</p> <p>そのようなご意見を踏まえ、今回ご審議をいただく宿泊税の創設は、観光を基幹産業とする本市が今後も持続的発展をしていくためには、観光振興への投資が非常に重要となることから、基幹産業である観光業、市内経済の発展を図るための安定的な財源の確保を目的として創設するにあたりご審議をお願いするものでございます。委員の皆様方におかれましては、それぞれのお立場、見識から活発なご審議のほどをお願い申し上げ、私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>4. 委員自己紹介</p> <p>5. 正副会長選出</p> <p>互選により石井会長及び瀧野副会長を選出 (石井会長挨拶)</p> <p>ただいま、委員の皆様からのご推薦を受け会長を務めることになりました石井でございます。行財政審議会は、行財政の運営等に関することについて、調査審議し、答申する市の大切な重要な審議会と伺っております。</p>

会議内容

今回は宿泊税の創設ということが審議の中心になるのではないかと思います。私たちとしましては熱海市民としての立場から、そして、地域の実情も理解しながら、熱海市の発展のための意見、提言を行っていきたくて考えております。各委員の皆様にもご協力のほどよろしくお願いいたします。以上で簡単ですが、私の挨拶とさせていただきます。

(瀧野副会長挨拶)

ただいま副会長という大きな立場のご推薦をいただきました瀧野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。石井会長はじめ、委員の皆様方と行財政についての審議をしっかりとさせていただき、答申をさせていただきたいと思っておりますので、ぜひ皆様のご意見よろしくお願いいたします。

6. 諮問

「宿泊税の創設（案）」について

市長より行財政審議会に対し、諮問

7. 「宿泊税の創設（案）」について

(当局)

お手元に配布させていただいております資料4、熱海市行財政審議会諮問資料に沿って説明をさせていただきます。申し訳ありません少々長い説明になりますので座って説明させていただくことをご了承ください。この資料は今回の諮問内容の全容をコンパクトに詰め込んだため、表やグラフの中の文字が小さくなってしまいましたので、グラフだけを抜粋したものを別に配付させていただきました。もし見にくい場合はご参照をお願いします。

それではA4縦版の資料の1ページをお願いいたします。まず今回の諮問に至る経緯についてです。熱海市は、温泉という天与の資源、景観、そこに育まれた歴史文化など多様な地域の観光資源を生かして、観光地として発展し、観光産業が基幹産業となっています。しかし将来にわたって観光地として生き残っていくためには、旅行者ニーズを的確に捉えて、オール熱海での観光まちづくりの取り組みや、勘や経験に頼るのではなく、観光に関わるデータの収集、分析等に基づき、適時適切な観光施策を展開できる仕組みによる対応力が求められるようになってきています。

このような中で、熱海市では観光関連団体の皆様方とともに、令和3年6月に熱海市観光基本計画を改定し、明確なビジョンのもと、いつまでも魅力的な観光地であり続けるための観光振興施策を展開しております。観光振興を継続的かつ安定的に高い水準で行っていくためには、当然ですが相応のコストがかかります。このため安定的に観光目的の財源を確保することは今後の重要な課

会議内容

題となっております。

この課題に対し、先ほどの観光基本計画の改定をするために開催されておりました観光戦略会議におきましても、その重要性、必要性について議論され、その結果、観光目的財源の検討、確保についての記述が計画に盛り込まれたところではあります。

このことを踏まえ、市の内部において検討を重ねた結果、観光目的財源として宿泊税を創設することが適当ではないかとの結論に至ったため、今回行財政審議会に諮問をさせていただき次第でございます。

次に、なぜ熱海市が観光目的財源の創設が必要との検討結果に至ったかについてご説明いたします。それにあたっては、まず熱海市を置かれている現状についての説明となります。

まず、熱海市の人口推移につきましては、2ページ目のグラフをご覧くださいますと、わかりますように、約20年前の平成22年には4万2936人の人口規模でありましたが、平成22年には、3万9611人、令和2年度には3万4781人と減少してきております。国勢調査をもとにした国立社会保障人口問題研究所の推計によると、令和12年の熱海市の総人口は約2万9000人にまで減少し、高齢化率は48.9%に増加すると予測されています。令和2年度より、老年人口が生産年齢人口を上回る状況となっており、今後、就業人口及び税収が減少していくことが懸念される状況であります。

同じく2ページ目の人口減少に伴う市内の民間消費支出による、市への経済波及効果の推計を示した表では、推計通りに進むのであれば、市内全体で2015年から2025年の十年間で14.9%、2015年から2030年の15年間では、22.4%の消費支出が失われ、市民税収も減少していくことが見込まれます。ここをもう少し噛み砕いて申し上げますと、市内での消費が減少するということは、その消費による商業的な儲けも発生しなくなるわけですから、市民所得に関わる税収も減少していくということが予想されるということをお知らせしております。

次に、歳入の状況についてです。資料は縦版3ページ目になります。市の行政サービスの財源の根幹をなす税収は、平成20年代の初頭には全税目の合計で約105億円ありましたが、近年は約90億円まで減少しております。減少の原因はマンションや一戸建てなど、不動産の新築が少ないことから、税収の約50%を占める固定資産都市計画税が減少傾向となっていること。健康志向等によるたばこの消費量の減少に伴う市たばこ税の減収であることから、都市としての魅力を高め市外からの移住や投資を呼び込めなければ、税収の減少傾

向が続く懸念があります。

次に産業の状況です。冒頭で観光産業が基幹産業となっているということを申し上げましたが、それを経済センサス、国勢調査の二つの調査結果から、データ的に示します。直近の経済センサスの調査結果のグラフが少し小さいので見にくい場合は、横版資料の4ページ目をご覧ください。まず、事業所数と従業者数に関する調査結果です。平成28年の経済センサス調査時における市内の全事業所数は2630件で、宿泊、飲食サービス業の事業者数は694件、全体の26.4%で、お土産物屋などの卸売業、小売業は585件、全体の22.2%となっており、この二つで全体の48.6%と、約半数を占める結果となっています。

また、従業者数は全体で1万9637人となり、宿泊、飲食サービス業が6491人、全体の33.1%。卸売業、小売業が3020人、全体の15.4%となり、この二つで48.5%と約半数を占める結果となっています。

次に、国勢調査における産業就業状況に関する調査結果についてです。縦版資料の4ページ目をお願いいたします。

一番上の表の左側の区分欄の第1次、第2次、第3次産業の就業割合ですが、平成27年度国勢調査では、熱海市においては宿泊料、小売業などのサービスなどを提供する業種のグループである第3次産業への就業割合が85.2%と県内市町で最も高くなっています。これは市では同じように観光地である伊東市、下田市が並んで80.3%だったわけですが、この2市が2番目に高いという結果でしたが、そこから約5%も高く、県内平均割合の60.9%と比較すると、24.3%の高い数値となっています。

その第3次産業の内訳の中でも、飲食店、宿泊業の就業者数が4137人、全体の29%、卸売小売業は2605人、全体の19%となっており、この二つで全体の48%、約半数を占める結果となっています。

この二つの統計結果から、宿泊、飲食、卸売、小売業が事業者数、就業者数から基幹産業となっていると言え、第3次産業への就業割合の中でも、これら業種が主要なものとなっていることから、熱海市の経済は、宿泊旅行者、来遊客の動向に左右される産業構造となっていると言えます。

次にこれらの現状を踏まえた上で、熱海市にとって観光振興に資する財源の確保を必要とする背景と理由についてです。縦版資料の5ページをお願いいたします。熱海市における観光振興の責務についてです。熱海市という公の機関が、社会保障等の法律に定めるような、事業、施策ではない観光振興施策について、これまで積極的に行ってきた理由は、単に熱海市にとって観光産業が基幹産業

であるという認識に基づくものでした。しかし、令和3年6月に、熱海市観光振興条例が議会の議決を経て施行されたことにより、観光振興に関わる施策の推進及び財政上の措置が熱海市又は熱海市長の責務の一部として、市の法律にあたる条例で規定されることになりました。

資料5 ページの上段部分では、その観光振興条例の主な条文について列挙させていただきます。

観光産業は基幹産業であって、観光振興は市の責務となった。それでは、観光振興施策の実施によってどのような効果が熱海市に生み出されるのかという点についてです。

これまで申し上げてきました通り、熱海市においては、人口減少が進んでいくことで、つれて税収の減少が予測されます。また、今年度発表された熱海市の高齢化率は48.6%で、先ほどの令和12年における高齢化率の推計は48.9%となっており、今後も高い割合で推移していく見込みであることから、社会保障費は横ばいから増加する見込みとなることなどから、市の財政運営は厳しくなっていくことが想定されています。

このような財政的な見通しから、限られた財源の配分先は、より重要になっていくと考えられます。社会保障、義務教育などの国の制度、法律に基づく優先される歳出の次に、皆様の生活に欠かせないゴミ等の処理、消防救急体制の維持等の経費と並んで、観光振興経費への予算配分を厚くしていくことが、なぜ熱海市にとって産業振興、雇用、税収の誘発の面から効果的、効率的と考えられるのかについてです。

縦版資料の5 ページの下段になります。こちらの表は2021年2月に公表されております熱海市の地域経済循環分析から引用しておりますが、まず、地域の中で最も規模が大きい産業は、宿泊、飲食サービス業となります。記載にあります通り、生産力が大きい産業は、域外から所得を獲得できる地域にとって強みのある産業であると言えますので、今後、人口減少が進み、市内の消費が減少していくとした場合に、市外から所得を得られる有力な産業が観光関連産業の宿泊、飲食サービス業であると言えます。

次に縦版資料の6 ページ上段になります。地域の中で得意な産業は何かです。これは今申し上げた熱海市における宿泊、飲食サービス業の生産額が、全生産額に占める割合というのが、全国的に見て高いのか低いのかということを示す表となります。

これを見ても、宿泊、飲食サービス業の生産額が全生産額に占める割合は、全国的に見ても高いので、熱海市においては観光振興による経済的な影響は、

他の自治体に比べても大きくなるといえると考えております。

次に縦版資料6ページ目の下段です。地域で所得、付加価値を稼いでいる産業は何かです。こちらの表は市民所得や地方税収の源泉となる所得を獲得している産業が何かを示していますが、ここでも宿泊、飲食サービス業が最大の産業となっています。これらから観光振興は地域住民の所得や税収の増加に繋がる効果的な施策となるのではないかとこのように分析しております。

次に縦版資料7ページ上段になります。熱海市内の特定産業の生産増加による熱海市内への経済波及効果です。市内の各産業による経済波及効果について分析したものを示しております。

こちらの表で見ましても、宿泊業に関わる経済波及効果は、全業種の中で最大となります。ただ、働く人の所得の増加に波及しているかどうかを示す2次効果の数値への波及が少し弱いと算定されており、右の欄の市民税の誘発額については、医療、福祉業に続く順番となっています。この点は市としても今後の課題として捉えておりますが、飲食サービス業など観光関連産業とあわせた直接・間接一次の経済波及効果を生み出す力は非常に大きなものであると考えています。

国の制度、法律に基づき措置される医療・福祉等の社会保障費は、市において優先的に財源確保、配分されることとして、観光振興への財源配分を厚くしていくことは、これらのことから現時点の熱海市にとって、産業振興、雇用・税収の誘発の面から効果的、効率的であり、方向性としては間違っていないと考えております。

観光振興による誘客でどのようなことが期待されるかについて、もう少し具体的なイメージを説明いたします。縦版資料7ページ目の下段、観光客による消費の増加が熱海市に与える影響についてです。

国土交通省の資料を8ページ目に載せていますが、それによりますと定住人口1人当たりの年間消費額は127万円とされており、これを旅行者が観光地を訪れた際の消費に換算すると、外国人観光客ですと8人分、宿泊する国内旅行者ですと23人分、日帰り旅行者ですと73人分となると分析されています。こういった分析などから国としても、全国的に人口減少、少子高齢化が進展する中、国内外からの交流人口の拡大や旅行消費によって地域の活力を維持し、社会を発展させる可能性がある地方創生の鍵として観光振興の意義を見いだしているところです。

また、日本国際観光学会の論文には50万人以上の宿泊客がある地域では、人口の増減と宿泊客数の増減が連動しやすいと分析しているものがあり、ま

た、移住・交流推進機構の調査結果においては、自治体内の就業機会の供給だけでは人口増加の実現には十分ではありませんが、就業機会が人口に影響を与えているとしています。

京都などで見られているオーバーツーリズムは望まないものの、観光振興施策を行い一定の観光交流人口を呼び込むことにより、定住人口減少に伴う市内消費の減少を補完するとともに、就業機会が供給されることで、人口流出の抑制や税収を増加させる効果が期待できると考えております。

熱海市における観光振興施策の重要性の次に、その施策による受益と負担の関係についてです。縦版資料8ページの表の中断の塊の観光振興施策の受益者と負担を求めることの妥当性についての説明となります。

熱海市にとって観光振興施策の実施と、財政上の措置が責務となっています。また、一方で多くの観光客、宿泊客の来訪に伴い、ごみ処理量の増加、定住人口に加え、夜間・日中に観光客、宿泊客が滞在していることを想定して、消防・救急体制を整備する必要があり、定住人口から考えられる規模と比較すると、より大きな能力を持つことが必要となります。これは理論的には熱海市に限らず、観光地には宿命的なことと言えます。観光客の皆様は熱海のまちに清潔なイメージを持っていただくこと。災害や急病等のときでも、安全安心でいていただくことは、観光地として重要です。何よりも、ごみ処理、消防・救急は市民が365日、清潔で安心して暮らす根幹となるサービスであり、市民が主な受益者となります。

これらの経費は地方税法の定める用途に基づき入湯客からいただく入湯税の一部を充て、残りは市民、準市民と位置付けております別荘所有者が今後も負担していくべきものと考えております。

しかし、花火大会などの誘客イベント、コンテンツの充実、観光情報の発信などの観光振興施策の主たる受益者は観光客となります。人口減少に伴い、税収も減少する見込みなどから、今後は熱海市民だけで観光振興財源をすべて負担し続けることは困難となっていくことが想定されております。

このような理由から、観光振興に資する観光目的財源を観光客の皆様にもご負担いただくことには、一定の合理性があるのではないかと考えております。

次に、観光客に皆様にご負担いただくとして、どのくらいの額をご負担していただく必要があるのかについてです。縦版資料8ページの下から4行目、観光振興に関わる行政需要額の部分の説明となります。

観光基本計画では、変化しつづける観光地、首都圏顧客支持率ナンバーワンを目指し、計画の目標値として、令和7年度までに年間325万人の延べ宿泊

者数とすることとしています。

その実現に向けて取り組むべき事業を想定し、その費用となる行政需要額を試算したところ、年間に10億7137万円の財源が必要になると試算されました。

この試算額に対し、熱海市の令和3年度決算に基づいて充当する入湯税分を差し引くと約9億6656万円の財源が別途必要になると想定されました。このうち、観光客が受益する事業とその他の事業に分けて、事業費を積算すると観光客が受益する事業費は7億2800万円となることから、7億円規模の財源を求めることを想定して負担のあり方を検討していくことといたしました。

次に、ご負担いただくにあたっては、どのような手法で負担いただくのが適切と考えるのかについてです。9ページの中段以降の観光目的財源の負担のあり方についてです。

観光目的財源等の自治体における自主財源の確保には様々な手法がありますが、他の自治体や先行する事例や法律的な制約を鑑みて、受益者となる観光客に負担を求める手法について、熱海市においては何が適切といえるのかの検討結果についてです。

こういった手法を考えるにあたっては、選択基準、考え方の順序が総務省から示されておりまして、それを表にまとめたものが9ページ下段のものとなります。

まず、限られた方に対して行われる特定の行政サービスについては、全市民が負担している一般の租税収入を充ててしまうと、限られた方を特別扱いするようなことになり、租税負担の不公平を生じてしまうので、このような場合は、税以外の手段によって、特定のサービスを受ける人にだけ負担させることが適当であるということが前提となります。

これは例えばお子さんを、保育園に入所させて保育をしてもらおうというサービスは、その保育園に入所したお子さんとそのご両親しか受けていない状況にあるわけです。こんな場合はですね、全市民が負担している税金ですべて賄うのではなく、お子さんを預けているご両親に保育料として負担していただかないと、不公平になってしまいますよというようなことを言っております。そしてこのように、受益者のみに受益の分だけ負担させるようなことが困難な場合に初めて、そのサービスの享受者にその受益の程度に応じた課税という手法を選択することができておとされています。このことを踏まえ、下段の表の順に沿って、それぞれの手法の適否について検討した結果についてです。これにつきましては10ページの中段の、自主財源の確保のための各手法の選択基準に

対する比較に記載しております。

まず、料金又は手数料に関わる選択基準については、サービスを受ける人と受けない人を完全に区別でき、受けたサービスに対する分だけの対価をいただけるようなケースでは、この手法によるべきとされています。これは例示をすると、住民票や戸籍の発行などのケースがイメージしやすいと思います。こういったケースと比べると、観光振興施策はその種類範囲が非常に広く、それによって受益した観光客を判定することは不可能ですので、排他原則が働く行政サービスには分類できないと判断し、選択肢から外しました。

次に、負担金制度に関わる選択基準については、受益者の集団を特定することができて、その集団の個々のものごと受益又はその集団に起因して生じている費用などが明確に判明しているケースでは、負担金によるべきとされています。これは例示をすると先ほどの保育園における保育料等がイメージしやすいと思います。こういったケースと比べると、観光客を受益者の集団として特定はできますが、日帰りも含めたすべての観光客を個々に、さらに正確に捕捉することは困難ですし、受益している程度を評価してリアルタイムに相応に負担を求めることも不可能ですので、選択肢から外しました。

次に租税に関する選択基準については、受益者が大量かつ広範囲であって、受益の程度を個別に評価することが難しいため、その受益の程度を、外形的標準、例えば旅行に係る消費額などにより評価をして、これに応じた負担を求めることが適当と認められる場合には、租税の負担によるべきとされています。こういったケースと比べると、観光振興による受益者は大量かつ広範囲にわたります。また、個々に受益の程度を評価することは不可能ですが、享受できる観光振興施策に差はないので、一律に負担を求めるという考え方ができると思われました。そして、観光に訪れる方は、一般的に余暇を楽しむ資力があると考えられることから、一定程度の担税力を有していると判断できます。こういったことから最も当てはまる手法として租税を考えております。

次に、インターネットの普及によるクラウドファンディングなどの手法により、寄付金を集める取り組みも見受けられていることから、自治体の取り組み等への賛同又は応援する方からの寄付・協力を求める寄付金による手法についての可能性についても検討いたしました。しかし、不特定の者から寄付という行為は、あくまで自由意思に基づくものとなることなどから、財源としての安定性、継続性から考えても、熱海市の観光振興に資する財源の規模を確保するものに適切な手法とは考えられないということから、寄付金は、あくまでサブ的な財源確保策の役割を担ってもらう手法として整理しております。

以上の検討結果並びに観光振興財源の継続的かつ安定的な確保を目的としていること、受益者である観光客を捕捉して広く負担を求められる制度が理想的であることの2点を考慮して、租税による負担を求めることが適切ではないかとの考えに至っております。

次に観光客に対し租税による負担を求めるにあたって、どのような観光活動を対象とすることが適切なのかについてです。

観光振興に資する財源の確保のため、租税負担を選択している自治体では、入湯税率のかさ上げ又は宿泊税の創設の2種類のどちらかが選択されています。これは、課税対象の捕捉に関わる技術的な理由と、徴税コストが大きく影響していると考えられます。

熱海市においても観光客に対し租税負担を求めるに当たり、どのような観光活動をどのような方法で捕捉することができるのかについて、技術的な内容やコスト面から検討を行いました。その結果をまとめたものが11ページの上段の表になります。

この表の内容を踏まえ、まず、姉妹都市でもあり、関係も深い大分県別府市などの入湯税の超過課税につきましては、観光振興施策は熱海市を訪れるすべての観光客が享受できるものであり、入湯行為が可能な宿泊施設の宿泊者等の方々からだけでなく、より広く受益者を捕捉して、負担を求める制度を検討すべきであると考えました。

次に、沖縄県渡嘉敷村など旅客船により村に入域する行為に課している環境協力税は広く受益者を捕捉して負担を求める制度としては理想的であると考えられますが、離島のように入域方法が渡船のみという特殊な状況を除き、鉄道、一般道路など様々な経路からのすべての入域行為を捕捉することは困難でありますし、技術的にもコスト的にもこのような入域税の実現可能性は、熱海市においては低いと判断しました。

また飲食、駐車場利用など市民利用と観光客による消費行動を正確に分けて捕捉することが困難なその他の観光活動に対する課税の可能性も検討しましたが、技術的にもコスト的にも非現実的なものと判断いたしました。

こういった検討の経過の中から、観光振興施策による行政サービスを受益する観光客のうち、宿泊施設の宿泊という行為が候補の中に上がりました。

宿泊客は、宿泊料金という消費に加え、滞在時間も長いことから、更なる市内での消費も期待できる存在であります。観光基本計画の中におきましても、特に宿泊客を増加させることを重要な成果指標としており、宿泊客の満足度を上げ、来訪そしてリピートにつなげていくような施策を行っていくこととして

います。

また、現在の技術的な能力で広く、かつ簡便に課税対象を補足することが可能であるのは、宿泊施設において宿泊行為を行う宿泊者であり、また、宿泊行為は一定程度の資力を有しないと行えないことから、宿泊者は担税力を有すると考えられます。

これらのことから、熱海市の財政状況や継続的な観光振興の必要性、財源として求められる規模等を共有した上で、観光振興における受益と負担の関係や課税対象の捕捉の容易性、財源の安定性と継続性、また、他の自治体の事例等を踏まえて、総合的に判断した結果が、東京都等で法定外目的税として導入されております宿泊施設への宿泊行為に関する宿泊税の創設が妥当であるとの考えに熱海市として至り、その創設につきまして、ご審議いただきたく、本審議会に諮問をいたしております。

次ページ以降につきましては、法定外税を創設するにあたって留意すべき、地方税法の規定及び総務省より発出されております創出にあたっての留意事項を掲載させていただいております。こちらにつきましては長くなってしまうので、要点だけ説明をさせていただきます。

まず、先ほど来申し上げている法定外税とは何かということですが、皆様方にも毎年納付していただいております固定資産税、都市計画税、市民税、軽自動車税など、地方税法に定められている税目と。例えば、その地域の課題を解決することを目的として自治体の条例によって新たに設置できる税目がございます。この法律に定められる税目が法定税で、自治体の条例で新たに設置できる税目を法定外税と言っています。この法定外税を設置することは、各自治体で勝手にできるというわけではありません。

この12ページから13ページに記載しております事項を遵守して制度設計を行い、総務省に対して法定外税を創設したいのですがどうかという協議をして、同意をしてもらう必要があります。

また、法定外税には普通税と目的税がございます。この違いは用途を特定せず一般経費に充てる目的で課される租税が普通税であり、特定の経費に充てる目的で課される租税が目的税となります。熱海市には別荘等所有税という法定外税がありますが、これは法定外普通税に当たります。今回創設しようとする宿泊税は、観光振興という特定の経費にのみ充てられる法定外目的税です。

これら遵守すべきことを集約している事項が12ページの上段の四角の中にございます(1)から(3)までの事項となります。こちらの方をかいつまんで申し上げますと、一つ目が国税や他の地方税と同じ課税対象に課税をする

ようなことをして、その結果、住民の負担が著しく重くなってしまいうようなことがないようにしなければならないということ。

二つ目は、隣の市町等との間で物流の妨げになるような性質の税は認められませんよということ。

最後は、国の経済施策に反するような性質の税は認められないというものです。

これらの法令遵守に関わることは、総務省との協議にあたって、我々事務方の職員がしっかりと検討とチェックを行ってきております。

また、税につきまして有識者として参加していただいております小西委員にも、事前に相談等をさせていただいております。

最後に14ページ以降の宿泊税の課税要件として、熱海市が考えている内容とその検討結果と根拠等について掲載させていただいております。これらの資料につきましては、熱海市は宿泊税をどのように課税していこうとしているのかについて示したものであります。先ほど説明いたしました宿泊税の創設の目的である観光目的財源の確保について、こういった制度設計によって実現できるのか、どうなのかという点について判断していただくために示しておりますのでご参照願います。

こちらの要件につきましては、基本的には先行して宿泊税を導入しております自治体の制度を参考としております。内容的に他の自治体と異なる主な事項は、設定しようとする税額、税率と課税免除の要件の2点となります。その違いがある部分だけを説明させていただきます。

まず税額を1人1泊200円と設定しようとするということについてです。これにつきましては、縦版資料16ページから17ページに検討経過を記載してございますが、先行導入自治体の税率と免税点の状況についての表を見ますと、税額につきましては、各先行自治体においては、概ね100円から1000円の範囲内で設定されています。少し字が小さくなっていますので、見にくい方は、横版資料の後ろから4ページ目に同じ表を掲載しておりますので、そちらをご参照ください。

公表されております他の自治体の検討経過の記録を拝見いたしますと、納税者である宿泊者の重税感を考慮して、宿泊料金の平均に対して、宿泊税額が占める割合が概ね1%から2.5%程度に抑えようとしていることが、これらの税額の設定範囲の理由となっております。

熱海市における宿泊料金の調査結果では平均値1万7616円、中央値1万3312円、最頻値が1万5000円となっており、これらの1%から2.5%

というと130円から440円となりますので、その間で税額を設定する方向で検討を始めました。

そして、観光基本計画におきましては、令和7年度までに年間325万人の延べ宿泊者数とする目標となっており、7億円規模の税収を確保しようとするなら、1人1泊200円強の税率にすると必要となる財源規模に近くなりますことから、1人1泊200円という税額を設定しようとしておるところです。

また、北海道ニセコ町の宿泊税における定率制と、それ以外のすべての自治体が採用しております定額制についての検討経過についてです。全国的に見ますと、宿泊税には1人1泊いくらと定める定額制というものと、宿泊料金に一定の割合を乗じて税額を決定する定額制の2種類がございます。

どちらを選択すべきかについての熱海市の整理といたしましては、まず、宿泊客が享受する行政サービスは、高価な宿泊料金の施設の宿泊者であっても、安価な宿泊料金の施設の宿泊者であっても一定であって、差異を生じるものではございません。つまり、宿泊者が受ける利益に差はないのですから、一律に同じ負担をしていただく方式である定額制とすることが望ましいのではないかという結論に至っております。

次に、課税免除の要件についてですが、熱海市における入湯税の課税免除の要件と揃えることとしております。これは入湯税のスキームと揃えることで、特別徴収義務者となっていただく宿泊事業者の方々に円滑に制度運用や導入が可能となるなど、簡素な制度設計を考慮したことが主な理由となっております。

事務局からの説明は以上となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

(会長)

ありがとうございました。今のことにつきましては、いろいろあると思いますが、まだまだこれをよくもう一度いろいろ吟味して読むということも私たちは必要かなと思いますが、ここで、有識者である委員から、今後本件について本審議会において審議していく上での着眼点などのアドバイスがございましたら、ご発言をいただきたいと思います。それではお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(委員)

貴重な場面で発言の機会をいただきありがとうございます。ポイントとなるのは今回、法定外の目的税として考えるということだと理解しております。従いまして、次の三点が重要じゃないかと私は考えておりまして、一つ目は、

税であるということでございますね。言うまでもございませんが税であるということで、最終的には強制的な徴収もできるという極めて強い制度でございます。従って、そうした面ではですね、財源の確保として最も強力なものであると、それをどう考えるかが1点ですね。

二つ目は、法定外税でございますので、地方公共団体の熱海市にとって、この税が必要であることの説明なんですね、法定税であれば、法律でその税目が決まっているわけですから、地方税法を所管する国のほうで説明してくれると思いますが、熱海市として、宿泊税の必要性をきちっと説明しなきゃいけないという点ですね。

それから三点目は、これも民主主義的な観点からも重要なのですが、最終的な負担者は、今回の場合は宿泊される方々というふうになると思われまして。そうなりますと、多くの場合ですね、熱海市以外の方、熱海市民以外の方が最終的な負担者になるということでございますので、その方々は、熱海市においては熱海市議会や市長の選挙という場を通じて、民主主義的な意見を提出する権利を持っていないわけですので、その方々が納得する制度なのか、そうした方々への広い情報公開とかですね、そうしたものがあって、この税について、一番目に申し上げたように、強制性があるがゆえに、納得してですね納めていただけるような制度設計が必要ではないかという以上三点が私の考える論点なのかと思っております。以上でございます。

(会長)

ありがとうございました。それでは続きまして、委員からアドバイスがございましたらご発言をお願いしたいと思います。

(委員)

私も貴重な発言の機会をいただきありがとうございます。委員の発言と少し重なる部分があるかなと思いますけれども、委員のご指摘には全く異論は私はありません。

まずはですね、私は経費の方に少し関心がありながら研究をしてきた立場でありますので、いわゆる集めた税収の使途というところを注目をいただければと思いますし、検討をいただくのがいいのではないかというふうに考えております。

使途につきましては、すでに先ほどの資料の中にも細かく説明が書いてありますので、それが特にその地域課題との関連ということで、熱海市における観光の実情と、これまでの経緯も含めて、使途の活用方法も含めてですね、ぜひご検討いただければということと、あとこの資料の最初の方にありましたけど

も、熱海市の現状と将来像との関連で、この取り組みがいわゆる一時的なものを、そういうふうな位置付けもできるかと思えますけども、先々のことを考えたときに、この取り組み、今回の税の案がですね、どういうふうな位置付けになるのかということであったり、地域課題との関連でどうあるべきかということをご検討いただきたいなというふうに考えております。私からは以上です。

(会長)

ありがとうございました。今ですね、両委員からいただいた着眼点などのアドバイスを参考に、次回具体的な審議を行いたいと思います。先ほど当局から諮問事項について説明ありましたが、特に資料の点ですが、不明な点がございましたらここで皆様方からご発言をお願いします。

(委員)

考え方の基本はいいと思うんですけども、委員からちょっとご指摘ありましたようにその使い方の方ですね、これが非常に重要になってくるだろうというふうに思います。

私、旅館業でございますので、様々なやっぱり不満、疑問等が旅館にまだきちっと説明をしてないということもあると思うんですけども、その辺もぜひ解決をしていきたいと思っています。

それからこの先行事例の都市でですね、実際どのような不満がお客様から出ているかということはちょっと伺いたいですね、実際宿泊してこの税に対して苦情が具体的に出ているのか出ていないのか、私なんかこの程度の金額だったら多分金沢にも行きますし、よそにも行くと思うんですけども、それを具体的にわかればお聞きしたいと。ぜひ調べておいていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

(会長)

今、委員から2点ありました。関係者への説明については、また、当局からまたお願いするというので、それで今、先行事例の問題点について、今わかっているようなことございますか。

(当局)

今、委員からお話あったように少しまとめさせていただいた上で、次回ご報告させていただくという形でさせていただきたいと思います。

(委員)

どういう苦情が出ているのかっていうのはやっぱり事前に知っておきたいですね。特に宿泊をさせる立場としては、この場で僕はそこまで調べてじゃな

いと僕は駄目だと思う。やっぱり問題点の洗い出しってというのは、もう早め早めってというのがやっぱり問題の解決になるので。

非常に今旅館がですね、ごみの産業廃棄物の収集代は全部払っていて、当時の市の説明では、一般業者にもそれをおろしますって説明をしているんですね、一般商店ですね、食べ物や規模が小さいんですよ。それが現在、一般ごみとして収集されているということで、はっきり言えばだまされたっていう感覚がものすごく強いんですね。

だからその二の舞だけは今回したくないという旅館がいくつか出ております。

それからもう1点は、今回の国でやっている旅行キャンペーンでこれは各施設に事務手数料というのがおりてきているんですね、国から。そういうのも合わせて現場としては、やはり納得感がないと、ただ単に特別徴収だけで義務だけあるということでは、当然権利もあるわけなので、特別徴収義務者ってのは当然権利も附属するって僕らは考えていますのでその辺をぜひ考えていただきたいと思います。以上です。

(会長)

はい。今ご発言いただいて、重要なことも含まれておるようです。先ほど当局の方からもお話があって、ぜひその点はですね、現場というのは大変な対応をするので、ぜひ、その辺りを考慮していただきたい。具体的な方法についてありましたらご提案ください。

他に皆様からご発言ありますか。これをですね、さらにもう一度、1回見ただけではまだまだ精査したりというようなことで、まだまだかと思います。もう一度見ていただいて、何かご意見ありましたらこの次にお願ひしたいと思います。それでは、特にご発言もないようですので、具体的な審議は次回といたしますが、次回以降スムーズな審議をしていくために、机上に意見・質問書を配布しております。先ほどの着眼点などのアドバイスを参考にしながら、それからまた委員から出された、いろんな見方、そういうもう一つの内容についても出ていると思います。そんなことも参考にしながら、委員の皆様からそれぞれの視点でご意見、ご質問をいただきたいと思います。それでは、意見質問書について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

では資料5をご覧ください。本日机上に配布をさせていただきました、審議会委員意見質問書につきましては、今回短期間でのご審議をお願いすることから、次回の審議をスムーズに進めるため、事前にご意見やご質問をいただきました

く配布をさせていただいたものでございます。資料4の説明資料の項目ごとにご意見、ご質問欄を設けております。ご意見ご質問がある項目について、ご記入をお願いしたいと思います。ご多忙のところ恐縮ですが、12月9日の金曜日までにご記入の上、本日机上に配布をさせていただきました返信用の封筒にてご提出をお願いいたします。ご理解のほどよろしくをお願いいたします。以上でございます。

8. 次回開催予定について

(会長)

これは12月9日までということですのでよろしくお願ひしたいと思います。次回の会議の始めに、委員の皆様から事前にご意見ご質問をいただいた内容につきまして、当局からの回答の後、ご審議をいただきたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。それでは本日の会議を終了いたしますが、第2回及び第3回の審議会の開催について事務局からお願ひいたします。

(事務局)

第2回の審議会の日程でございますが、12月20日火曜日、午前10時から、場所はこちらの会議室で開催いたします。また、第3回の審議会の日程でございますが、新年明けて1月12日木曜日の午前10時から、場所は第3庁舎の会議室で開催いたします。なお、開催通知につきましては、改めて郵送にて送付させていただきます。次回以降の審議会につきまして、ご都合により欠席となる場合には、事務局まで電話等でご連絡いただきますようお願いいたします。また、次回以降本日お配りいたしました資料をご持参いただきますようあわせてお願ひいたします。本日はこれにて閉会いたします。お疲れ様でございました。ありがとうございました。

9. 閉会